

議案第46号

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例について

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例（案）

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年川崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第14条」に、「第13条～第16条」を「第15条～第18条」に、「第17条」を「第19条」に改める。

第10条第2号中「重大事態」の次に「（以下「重大事態」という。）」を加える。

第17条を第19条とする。

第4章中第16条を第18条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条中「第5条」を「第6条」に改め、「副委員長」との次に「、第7条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関係のある臨時委員」と」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第7条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関係のある臨時委員」と読み替えるものとする。

第3章中第12条を第14条とする。

第11条に次の2項を加える。

3 教育委員会は、専門・調査委員会に重大事態に係る事実関係を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

第11条の次に次の2条を加える。

（委員の任期）

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る重大事態に係る事実関係に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第13条 専門・調査委員会は、第10条第2号に掲げる事務を行わせるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が専門・調査委員会に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 専門・調査委員会は、部会の決議をもって専門・調査委員会の決議とすることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市いじめ問題専門・調査委員会に臨時委員及び部会を置くことができる
こととするため、この条例を制定するものである。

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例【新旧対照表】

改正案	改正前
<p>川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例</p> <p>平成26年川崎市条例第47号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 川崎市いじめ防止対策連絡協議会（第2条～第8条）</p> <p>第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会（第9条～第14条）</p> <p>第4章 川崎市いじめ総合調査委員会（第15条～第18条）</p> <p>第5章 雑則（第19条）</p> <p>附則</p> <p>（略）</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第6条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第7条 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p> <p>2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>	<p>川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例</p> <p>平成26年川崎市条例第47号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 川崎市いじめ防止対策連絡協議会（第2条～第8条）</p> <p>第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会（第9条～第12条）</p> <p>第4章 川崎市いじめ総合調査委員会（第13条～第16条）</p> <p>第5章 雑則（第17条）</p> <p>附則</p> <p>（略）</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第6条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第7条 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。</p> <p>2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>

改正案	改正前
(庶務)	(庶務)
第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。	第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会 (設置)	第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会 (設置)
第9条 法第14条第3項の規定に基づき、川崎市いじめ問題専門・調査委員会（以下「専門・調査委員会」という。）を設置する。	第9条 法第14条第3項の規定に基づき、川崎市いじめ問題専門・調査委員会（以下「専門・調査委員会」という。）を設置する。
(所掌事務)	(所掌事務)
第10条 専門・調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。	第10条 専門・調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。
(1) いじめの防止等のための対策を調査審議すること。	(1) いじめの防止等のための対策を調査審議すること。
(2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係を調査審議すること。	(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議すること。
(組織)	(組織)
第11条 専門・調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。	第11条 専門・調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。
2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。	2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
3 教育委員会は、専門・調査委員会に重大事態に係る事実関係を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。	(新設)
4 臨時委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。	(新設)
(委員の任期)	
第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(新設)
2 委員は、再任されることができる。	(新設)
3 臨時委員は、その者の委嘱に係る重大事態に係る事実関係に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。	(新設)
(部会)	
第13条 専門・調査委員会は、第10条第2号に掲げる事務を行わせるため、必要に応じ、部会を置くことができる。	(新設)

改正案	改正前
2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が専門・調査委員会に諮って指名する。	(新設)
3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。	(新設)
4 部会長は、部会の事務を掌理する。	
5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。	
6 専門・調査委員会は、部会の決議をもって専門・調査委員会の決議とすることができる。 (準用)	(新設) (準用)
第14条 第6条から第8条までの規定は、専門・調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、第7条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関する臨時委員」と読み替えるものとする。	第12条 第5条から第8条までの規定は、専門・調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。
2 第7条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関する臨時委員」と読み替えるものとする。	(新設)
第4章 川崎市いじめ総合調査委員会 (設置)	第4章 川崎市いじめ総合調査委員会 (設置)
第15条 法第30条第2項の規定に基づき、川崎市いじめ総合調査委員会（以下「総合調査委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)	第13条 法第30条第2項の規定に基づき、川崎市いじめ総合調査委員会（以下「総合調査委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)
第16条 総合調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。 (組織)	第14条 総合調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。 (組織)
第17条 総合調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。	第15条 総合調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。
2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のう	2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のう

改正案	改正前
<p>ちから市長が委嘱する。</p> <p>3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (準用)</p> <p>第18条 第6条から第8条までの規定は、総合調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「こども未来局」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、専門・調査委員会又は総合調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、専門・調査委員会又は総合調査委員会に諮って定める。</p>	<p>ちから市長が委嘱する。</p> <p>3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (準用)</p> <p>第16条 第6条から第8条までの規定は、総合調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「こども未来局」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、専門・調査委員会又は総合調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、専門・調査委員会又は総合調査委員会に諮って定める。</p>